

令和3年3月19日

事業者等の皆様へ

請求書への押印の省略について

令和3年4月1日から前橋市へ提出していただく下記書類への押印を省略することができるようになりますので、お知らせします。

記

- 1 押印を省略できる書類
請求書
- 2 押印を省略する場合に必要な措置
 - (1) 請求書に住所、氏名（法人、団体等は名称及び代表者の職氏名）等の必要事項に加え「発行責任者及び担当者」の氏名、連絡先（電話番号）を必ず記載してください。
 - ※発行責任者とは、代表取締役又は、支店長や営業所長等といった社内において権限の委任を受けた役職者です。
 - ※担当者とは、本件に関する事務を担当する者です。
 - ※発行責任者及び担当者は、同一人物でも可能です。
 - (2) 確認のため、記載していただいた連絡先（電話番号）に連絡させていただく場合があります。
- 3 取扱い開始日
本取扱いは、令和3年4月1日以降に発行した請求書といたします。
- 4 その他
 - (1) 押印を省略した請求書については、電子メールによる提出も可能です。
 - (2) **今までどおり代表者印や個人印を押印した請求書も受理いたします。**
その場合は、発行責任者及び担当者の記載を省略することができます。
 - (3) ご不明な点については、提出先の各所属または会計室までお問い合わせください。